

原小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定（令和5年3月27日改定）

1 いじめ防止に向けた原小学校の考え方

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめ防止等に向けての基本理念

<学校として>～いじめを生まない学校風土・環境の醸成～

- 児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなどの深刻な影響を与えるものという認識に立つ。
- 児童の状況に絶えず気を配り、いじめを見逃さず早期発見に努めるとともに、職員研修を行い、指導の質の向上をめざす。
- 授業・学校行事などの様々な場面を活用し、思いやり、自尊感情・自己有用感を育て、未然防止に努める。
- いじめの早期対応にあたり、組織的な児童指導・相談活動を充実させる。
- 家庭・地域や関係機関との連携を強化し、信頼関係を基盤とした指導を組織的に行う。

<保護者として>

- どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを強く意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害などの悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

<子どもとして>

- 自己の目標を達成するために、何事にも一生懸命取り組むとともに、他者に対しても思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われる時には、当事者に声をかけたり、周囲の人に積極的に相談したりすることに努める。

（3）原小学校いじめ防止基本方針の目的

いじめは、どの集団、学級、どの児童にも起こりうる最も身近で人間として許されない重大な人権侵害であり、いじめ問題への対応は学校における最重要課題である。いじめに対して、家庭・地域・学校が連携し、それぞれの役割を自覚し、毅然とした態度で問題に取り組むことで、誰もが安心して豊かに生活できる「いじめのない学校」の実現できると考える。本校では学校一丸となって、いじめに組織的に対応し、その防止を図っていくために本方針を策定した。

2 組織の設置及び組織的な取組

本校においては、「原小学校いじめ防止対策委員会」を常設し、以下のように活動する。

(1) 構成

校長・副校長・児童支援専任・教務主任・学年主任・個別支援学級主任・養護教諭

※ 必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家の参加を求める。

(2) 運営

- 月1回定期的に開催し、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。
- いじめの疑いがある段階で、直ちに本委員会を開催する。
- 組織的に対応方針を決定し、進捗の管理を行う。また、会議録を作成・保管を行う。

(3) 活動内容

①未然防止

- ・ いじめが起きにくい、またいじめを許さない風土づくりを行う。
- ・ いじめ防止に関する教職員の資質向上に必要な研修や措置を計画的・継続的に実施する。
- ・ 一人で抱え込まずに、様々な課題に対して複数で対応できる教職員同士の関係づくりを推進する。
- ・ 必要に応じて区役所・児童相談所・警察・病院等、外部関係機関を活用した事業の計画を行う。
- ・ 原小学校いじめ防止対策基本方針・いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童・保護者に周知させる。

②早期発見・事案対処

- ・ 定例会では、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかわる情報の収集と記録、共有を行う。解消に向けて取り組んでいるいじめ事案の進捗状況について、報告・検討する。
- ・ 教職員が相談を受けたり外部から情報を提供されたりして、いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合は、児童支援専任が集約し、本委員会の臨時開催を校長に具申する。
- ・ 校長が必要と判断した場合は、本委員会を緊急に招集し、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。
- ・ 対応方針を決定し、対処する。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に決定し、実施していく。
- ・ いじめ事案（「疑い」を含む）に対する情報収集・記録は、すべて本委員会が行う。

③取組の検証

年度末、または必要に応じて、本いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時の本方針の見直し及び修正を行う。

3 いじめの未然防止～早期発見・事案対処の具体的な方法

授業・学校行事などの様々な場面を通して、児童の実態を的確に把握し、それに基づき、「いじめ」につながる芽を早期に摘み取る指導・支援を組織的に行うことに重点を置く。

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、学校教育活動全体を通し、自尊感情や相手意識を育て、適切な人間関係を確立する。

- 人権尊重の精神を基盤にした教育活動の推進
- 「学年」を核とした集団づくり
- 相手の気持ちを考えた言葉遣いの指導
- 達成感・成就感を味わえる「わかる」授業づくり
- 児童が主体的に取り組むことができる体験活動
- 自己有用感を育むための学校行事
- 思いやりの心を醸成する異年齢集団活動（ペア学年活動・幼保小交流等）
- 豊かな心情や態度を養う道徳教育・情操教育
- 規範意識を養う「非行防止教室」や「携帯安全教室」の実施
（瀬谷警察署、少年相談保護センターとの連携）
- 子ども同士がいじめを許さない学校作りに向けて主体的に活動できる児童会活動
- 安心・安全に学校生活を送ることができるための「原小スタンダード」

(2) いじめの早期発見への取組

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめを見逃さない教職員の見守り体制と児童が相談しやすい環境を整える。

- 教職員による児童の心情に寄り添った日常の児童理解・支援
- 「いじめ」に関するアンケート調査・教育相談（年2回）
- Y-Pアセスメントを活用した学級集団の実態把握
- いじめ防止対策委員会の開催（月1回以上定期的）
- いじめ防止、早期発見に対する職員の資質向上を図るための研修会
- 保護者との連携
- 原中学校ブロック（原中学校・三ツ境小学校・原小学校）の3校で連携
※ 原中学校ブロック内での児童の情報を共有し、いじめの早期発見に努める。
- 学校カウンセラーや西部学校教育事務所スクールソーシャルワーカー区教育相談員、民生委員、主任児童委員等、外部機関との連携

(3) いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心とした、迅速かつ組織的な対応を徹底する。

- いじめの疑いがあった段階で、教職員は直ちにいじめ防止対策委員会に報告・相談を行う。
- 学校の内外を問わず、いじめ（いじめの疑いがあるケースも含め）に関する情報集約と正確な事実を把握する。
- 被害者児童及び保護者に「いじめから絶対に守り抜く」という学校の姿勢を伝え、寄り添いながらいじめ解消までの方針・方策・経過などを丁寧に説明し、支える。
- 加害児童及び保護者に、毅然とした指導方針を伝えるとともに、いじめ解消や被害児童への謝罪や関係修復への道筋を示し、支える。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携してこれを対処する。児童の生命、身体または、財産に重大な被害が生じる

お それがあるときは、直ちに同警察署に通報し、適切に援助を求める。

- 必要に応じて、学校カウンセラーや、警察署、県警少年相談保護センター、児童相談所、区役所等、外部専門機関へ相談する。

(4) いじめの解消

いじめが解消しているかどうかについては、少なくとも2つの要件を満たすこととする。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5) 教職員等への研修

- いじめの定義理解を含む研修を実施し、教職員のいじめに対する感性を高める。
- 児童理解研修会を行い、様々な課題を抱える児童に対する理解を深める。

(6) 地域との連携

- 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「原中学校学校・家庭・地域連携事業」等の機会を活用し、学校外でのいじめの防止や早期発見のための情報提供の依頼を行う。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容（各月）	取組内容（年間）
4・5月	児童の実態の引き継ぎ 児童理解研修会 懇談会・家庭訪問にて保護者との連携 「いじめ早期発見のための生活アンケート」 実施（記名式アンケート・教育相談）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳・各教科を通じて、いじめ防止基本方針の推進と改善 ・ 日常生活や行事等における適応状況を把握した上での指導と支援 ・ 児童との休み時間や給食などでのチャンス相談 ・ いじめ防止対策委員会
6・7・8月	Y-Pアセスメントの実施（1回目） 個人面談にて保護者との連携 非行防止教室・横浜子ども会議 児童理解・特別支援教育研修会	
9・10月	夏休み明けの適応指導 懇談会にて保護者との連携	
11・12月	Y-Pアセスメントの実施（2回目） 横浜市いじめ防止アンケート 個人面談にて保護者との連携 携帯安全教室	
1・2・3月	児童の情報の整理と引き継ぎ 人権週間に向けての活動 「原小学校いじめ防止基本方針」の検証	

(8) 特に配慮が必要な児童への対応

次のような特に配慮が必要な児童に対し、適切な支援保護者との連携、周囲の児童への指導を組織的に行う。

- 発達障害を含む、障害のある児童
- 海外から帰国した児童や、外国籍の児童、国際結婚の保護者をもつなど、外国につながる児童。

- 性同一性障害や性的指向・性自認に係わる児童
- 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 法第28条第1項1号「生命又は財産に重大な被害」
 - ・ いじめにより、児童が「自殺を危惧した」「身体に重大な障害を負った」「金品等に重大な被害を被った」「精神性の疾患を発症した」と認められる場合。
- 法第28条第1項2号「相当の期間」
 - ・ 国の基本方針では、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、個々のケースの状況を十分把握する必要がある。
 - ・ 児童、保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てが合った場合、重大事態が発生したものとして対処する。

(2) 重大事態の対処

- 学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。→教育委員会は市長に報告する。
- 「調査」は重大事態の対処とともに、再発防止にも視点をおいて実施する。
- 調査主体は教育委員会又は学校とし、教育委員会が主体となる場合には、「いじめ問題専門委員会」を招集し、これが調査を行う。学校は、「いじめ防止対策委員会」を中心として調査を行う。
- 調査にあたり、事実関係を可能な限り羅列的に明確にする。
- いじめを受けた児童や保護者への適切な情報提供を行う。
- 調査結果の報告を行う。

5 その他

この基本方針は、必要があると認められるときには、速やかに現状に即したものに策定し直すものとする。